

消費税転嫁対策特別措置法に基づく情報受付窓口設置のお知らせ

平成26年4月1日に予定されている消費税率の引き上げに伴い、「消費税転嫁対策特別措置法(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法)」が10月1日より施行されました。

市では、事業所等が「消費税の転嫁拒否行為の是正に関する特別措置」、「消費税の転嫁阻止阻害表示の是正に関する特別措置」の規定に違反する行為等に関する情報を収集するために、10月1日より情報受付窓口を建設経済部商工労働課に設置いたしました。

「消費税の転嫁拒否行為の是正に関する特別措置」、「消費税の転嫁阻止阻害表示の是正に関する特別措置」など以下の規定に違反する行為等がある場合は情報の提供をお願いします。

1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否等をする側(規制対象)(買い手)	転嫁拒否等をされる側(売り手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	資本金3億円以下の事業者・個人事業者等
禁止される行為	具体例
①減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする契約をしていたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
②買ったたき	原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引き上げ前の税込価格に消費税率引き上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③商品購入、役務利用又は利益提供の要請	消費税率引き上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーなどのチケットを購入させること
④本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤報復行為	転嫁拒否をされた事業者が①～④の行為が行われていることを関係機関等に通知したことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止するなど、不利益な取扱いをすること

2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される行為	具体例
①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は当店が負担しています」 「消費税還元」、「消費税還元セール」 「当店は消費税増税分を据えおいています」
②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずることの表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税上昇分値引きします」 「増税分は勉強させていただきます」 「消費税率の引き上げ分をレジにて値引きします」
③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供することの表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」 「消費税相当分の商品券を提供します」 「消費税増税分をキャッシュバックします」

3 価格の表示に関する特別措置

(1) 10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります。(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など、具体的な届出の方法については公正取引委員会ホームページをご覧ください。)

※転嫁とは消費税の増税分を商品価格に上乗せさせること。

転嫁カルテルとは、消費税の引き上げの際に、増税分を価格に上乗せすることを業者間で取り決めること。

表示カルテルとは、消費税の引き上げの際に、税額の表示方法を業者間で取り決めること。

問合せ先 商工労働課【☎0837(52)5224】【☎0837(52)3434】

市職員募集

このまちを愛し、その全てを大切にする人 を私たちは待っています。

「安全・安心の確保」「観光交流の促進」「産業の振興」「ひとの育成」「行財政運営の強化」

これら5つの基本目標に取り組むためには、市民の目線に立って、行政ニーズに的確に対応できる能力の形成や災害時などには迅速に対応できる体制を整えることが必要と考え【職員の市内居住】を基本としています。このまちを愛し市内に居住できる人の応募を待っています。

●試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種		採用予定人数	受験資格
中級職	社会福祉士	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を取得している人。

- 提出するもの 受験申込書、受験票、最終学校卒業（見込）証明書、成績証明書、取得免許証の写し、80円切手1枚
- 申込期間 10月1日☎～11月8日☎（※郵送の場合は必着となります。）
- 第一次試験日 12月1日☎
- 受験申込書の請求先 総務課、各総合支所総合窓口課、市ホームページからダウンロードもできます。
- 申込・問合せ先 総務課 ☎0837(52)1111

小型特殊自動車・農耕作業用自動車の申告について

フォークリフト、ショベルローダーなどの小型特殊自動車や、乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植え機などの農耕作業用自動車は、軽自動車税の課税対象です。公道を走行しない車両、現在使用していない車両でも所有していれば課税されます。

まだ申告をしていない人は速やかに手続きをして標識（ナンバープレート）の交付を必ず受けてください。

種別	小型特殊自動車	
	その他（農耕作業用以外）	農耕作業用自動車
大きさ	長さ 4.7m以下 幅 1.7m以下 高さ 2.8m以下	制限なし
最高速度	15km/h以下	35km/h未満
総排気量	制限なし	
税額	4,700円	1,600円

自動車の大きさ、最高速度が上記の範囲外であれば大型特殊自動車に該当し、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

※使用しない車両を処分した場合や所有者を変更した場合（家族内での変更においても）は、廃車・名義変更の手続きを必ずしてください。そのままにしておくと、いつまでも軽自動車税が課税されたり、元の所有者に課税されたりしますので、ご注意ください。4月1日を過ぎて廃車の手続きをすると、その年度は課税されます。

※登録申請をした時に渡しておりますナンバープレートは、登録時の車両にしか使用できません。もし、買い替え等で他の車両にナンバープレートを自分で付け替えて使用している場合は、登録時の車両を廃車申告していただき、新しい車両の登録申請を新たにさせていただきます（印鑑・外したナンバープレート・新しい車両の販売証明書を持参してください）。この時、ナンバープレートは新しい番号となります。

問合せ先 税務課 ☎0837(52)5234

平成25年秋季全国火災予防運動に伴う、非常用サイレンの機能点検

消防本部では、11月9日☎からの「秋季全国火災予防運動」開始の周知と非常用サイレンの機能を点検するため、次のとおり非常用サイレンを吹鳴します。

日時：11月9日☎ 6時から20秒間

場所：消防本部、サイレン設置消防団部隊機庫、サイレン設置公民館、秋芳町・美東町サイレン設置場所

その他：・火災時のサイレンと間違わないようにお願いします。

・万一、実火災が発生した場合は、直ちに火災時のサイレン吹鳴を開始します。

問合せ先 消防本部 ☎0837(52)2176